

大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作業務委託仕様書

1 業務名

大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作業務委託

2 業務の目的

本業務は、兵庫県洲本市が森林環境譲与税を活用し、大浜海水浴場における来訪者の滞在快適性の向上、SNS を通じた地域魅力の発信及び賑わい創出を図るとともに、兵庫県産木材の利用促進と森林の有する公益的機能への理解増進を図ることを目的とする。

本業務では、海辺の景観と調和した木製フォトスポット及び木製ベンチを主軸として整備するとともに、これらと一体となる木製遊具的要素（ブランコ型ベンチ等）を併せて設置することで、子どもから高齢者、観光客まで幅広い世代が憩い、集い、撮影を楽しめる空間を創出するものとする。

なお、デザインに当たっては、洲本市ゆかりの文化的・歴史的背景や、本市が育んできた創作・ものづくり文化を想起させる要素を取り入れることを歓迎する。特に、世代を超えて親しまれる普遍的でアイコンックな造形表現は、SNS での拡散性や来訪者の記憶への定着に資するため、積極的な提案を期待する。

3 履行場所

兵庫県洲本市海岸通Ⅰ丁目地内 大浜海水浴場（大浜公園）内

※詳細位置は別途市と協議のうえ決定する。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

5 委託費用（予算上限）

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 設計、材料費、製作費、運搬費、設置費、安全検査費、保険料、銘板製作費、諸経費等一切を含む。

6 業務内容

(1) 整備対象物の構成

ア 主要施設：木製フォトスポット

海・空・砂浜を背景に撮影できる象徴的な造作物とし、大浜海水浴場の新たなランドマークとなるデザイン性を有すること。

例：木製フレーム型、ゲート型、文字オブジェ型、ブランコ型等

イ 主要施設：木製ベンチ・休憩施設

来訪者の滞在快適性を高める休憩用ベンチ・スツール・デッキ等とする。単なる座具ではなく、フォトスポットと一体となるデザインとし、被写体としての機能も併せ持つこと。

ウ 付随施設：木製遊具的要素

主軸施設と一体的に楽しめる、軽度な遊び・体験の要素とする。

例：ブランコ型ベンチ、丸太ステップ、バランスストーン、ハンモック型ベンチ、揺れる椅子等

なお、本格的な複合遊具は対象外とする。遊具に該当する場合は、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）の「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024 等最新版）」に準拠すること。

(2) 整備イメージの例示

以下は提案のヒントとして例示するものであり、これに限定しない。受託者の創造性ある提案を歓迎する。

ア 海を望む木製ブランコ（2～3人掛けの大型ベンチタイプ）

イ 木製フォトフレーム＋写真映えする曲線デッキ

ウ ハンモック型木製ベンチ群（複数設置で群景観を形成）

エ 流木調デザインの木製アーチ＋撮影用ステップ

オ 正方形の木材ユニットを最小単位（画素）とし、これをグリッド状に組み合わせることで「大浜」「オオハマ」等の文字や、海・太陽等のモチーフを表現する大型木製モニュメント

カ 規則的なマス目状の構成により、世代を超えて親しまれるレトロポップ、デジタル的な視覚表現を取り入れたフォトスポット及び一体型ベンチ

(3) 整備規模の目安

予算 9,000,000 円（税込）の範囲内で、概ね以下の規模を目安とする。下記 a の提案は必須とするが、その他の施設の内容・組合せ・規模については予め指定するものでなく、最終的な決定は提案に

よるものとする。

- a. 木製フォトスポット 1～2基（うち1基は象徴的な大型のもの）
- b. 木製ブランコ型施設 1～2基
- c. 木製ベンチ・スツール類 合計5基以上
- d. 銘板 1基

(4) 基本業務

- ア 事前調査（現地調査、地盤・潮位・風向等の確認）
- イ 基本設計及び実施設計
- ウ 木製フォトスポット、ベンチ及び遊具的要素の製作
- エ 現地への運搬・据付・設置工事
- オ 安全性検査（第三者機関又は資格者による）
- カ 銘板の製作・設置
- キ 完成図書（図面、施工写真、取扱説明書、維持管理マニュアル、災害時対応マニュアル等）の作成・提出

(5) 設計に関する要件

- ア 全体構成：フォトスポット、ベンチ及び遊具的要素は、配置・色彩・形状において統一感のある一体的なデザインとすること。
- イ フォトスポット：「大浜海水浴場」「洲本市」の魅力を視覚的に訴求するデザインとし、SNS映えを意識したものとする。洲本市の文化的特色を踏まえ、幅広い世代が親しみを持てる象徴的・記号的な造形表現（例：規則的なユニット構成によるアイコンックなデザイン等）を取り入れる提案を歓迎する。バリアフリー対応（車椅子利用者も撮影可能な高さ・配置）に配慮すること。
- ウ ベンチ・休憩施設：人間工学に基づく快適な座り心地と、海を眺望できる配置を考慮すること。複数人での利用や、長時間の滞在にも耐えうる仕様とすること。
- エ 遊具的要素：対象世代（幼児から高齢者まで）を明確にし、安全性に配慮した設計とすること。
- オ 大浜海水浴場の景観（瀬戸内海国立公園区域に隣接）と調和したデザインとすること。
- カ ユニバーサルデザインの観点を取り入れること。

(6) 使用木材に関する要件

- ア 兵庫県産木材を使用すること。（産地証明書の提出を求める）。
- イ 樹種は塩害・耐候性・耐久性を考慮して選定し、選定理由を提案書に明記すること。

ウ 木材使用量を明確にすること。

(7) 塩害・劣化対策（必須要件）

海岸部に設置することから、以下の対策を必ず講じること。

項目	求める対策
木材防腐・防蟻処理	海岸部での長期設置を踏まえ、適切な防腐・防蟻対策処理を施すこと
表面塗装	耐塩性・耐紫外線性に優れた屋外用木材保護塗料を使用し、塗り直しが容易な仕様とすること
金物・ビス類	SUS316（海浜地仕様）等の高耐食性ステンレスを使用し、異種金属接触腐食に配慮すること
基礎・支柱	コンクリート基礎の鉄筋には防錆処理を施し、支柱根元部の腐朽対策（金物保護、水抜き等）を講じること
排水設計	雨水・海水が滞留しない構造とし、砂の堆積にも配慮した形状とすること
部材交換性	劣化しやすい部位は部分交換可能な構造とし、ライフサイクルコストを抑えること

想定設置年数：屋外設置で概ね5年以上を目標とし、提案書に根拠と保証内容を明記すること。

(8) 安全性・法令遵守

ア 都市公園法、建築基準法、海岸法、電気事業法、消防法その他関係法令を遵守すること。

イ ブランコ型施設等の可動部を有する施設については、挟み込み防止、転落防止等の安全基準を満たすこと。

ウ 遊具的要素に該当する施設については、JPFA 安全規準に準拠すること。

エ 設置後、第三者機関又は有資格者（公認遊具安全管理士等）による安全検査を実施し、報告書を提出すること。

(9) 台風・高潮・災害時の対応

大浜海水浴場は瀬戸内海に面しており、台風・高潮・高波・津波の影響を受ける立地であることから、以下の対応を必ず講じること。

ア 構造上の対応

(ア) 想定する設計風速・波力・浸水深を提案書に明記し、その根拠を示すこと

(気象庁・兵庫県地域防災計画・洲本市ハザードマップ等を参照)。

- (イ) 強風時に飛散・転倒の恐れがある部材については、ボルト固定・アンカー固定等により確実に固定すること。
- (ウ) 浸水を想定し、電気設備・可動部・接合金物は浸水後も機能回復が可能な仕様とすること。

イ 一時撤去・退避の可否

- (ア) 提案書において、「常時固定型」「一時撤去（退避）型」「ハイブリッド型」のいずれかを明示し、その理由と方法を示すこと。
- (イ) 一時撤去を想定する部位については、市職員又は委託業者が短時間で撤去可能な構造（ボルト式・差込式等）とし、撤去・保管・再設置の手順書を提出すること。
- (ウ) 撤去した部材の保管場所・保管方法についても提案すること。

ウ 避難・利用制限計画

- (ア) 警報発令時の利用制限・立入禁止措置の方法（バリケード、注意看板等）を提案すること。
- (イ) 災害発生時の連絡体制（受託者の緊急連絡先、夜間休日対応）を明示すること。
- (ウ) 災害後の点検・復旧手順をマニュアル化して提出すること。

エ 保証範囲

自然災害による損傷については別途協議とするが、通常想定される範囲の暴風・高潮については構造上耐えうる設計とすること。

(10) 電気設備（夜間ライトアップ等）

照明・電源設備を伴う提案を行う場合は、以下の事項を満たすこと。電気設備を伴わない提案も可とする。

- ア 配線は原則地中埋設とすること。
- イ 屋外用分電盤・コンセント・照明器具は IP65 相当以上の防水・防塵性能を有すること。
- ウ 漏電遮断器（ELCB）の設置を必須とし、定期点検が可能な構造とすること。
- エ 電源は原則として既設電源からの引込みとし、引込み位置・容量については市及び関西電力送配電株式会社と協議のうえ決定すること。
- オ 照明は LED とし、省エネルギー・長寿命に配慮すること。タイマー又は照度センサー制御を推奨する。
- カ ウミガメの上陸・産卵や夜行性生物への影響に配慮し、過度な光害を生じない設計とすること（光色・照度・照射方向）。
- キ 電気工事は電気工事士法に基づく有資格者が施工し、竣工時に絶縁抵抗・接地抵抗の試験成績

書を提出すること。

ク 設置後の電気料金負担及び日常的な点灯管理については、別途市と協議する。

(11) 保険加入

受託者は、本業務の履行及び引渡し後の事故等に備え、以下の保険にそれぞれ加入し、契約締結後速やかに保険証券の写しを市に提出すること。保険料は委託費に含むものとする。

保険種類	補償内容（最低基準の目安）
建設工事保険又は動産総合保険	工事中の物件損害を補償（請負金額相当）
請負業者賠償責任保険	工事中の第三者への対人・対物賠償／対人：1名1億円以上、1事故3億円以上／対物：1事故1,000万円以上
生産物賠償責任保険（PL保険）	引渡し後のフォトスポット・遊具等に起因する第三者への対人・対物賠償／対人：1名1億円以上、1事故3億円以上／対物：1事故1,000万円以上／保険期間は引渡し後最低1年間
労働者災害補償保険	法定どおり

ア 事故発生時は速やかに市へ報告し、誠実に対応すること。

イ 保険適用対象外の事象についても、受託者の責に帰すべき事由による損害は受託者の負担で復旧すること。

(12) 銘板の設置

本事業が森林環境譲与税を活用した事業であることを広く周知するため、以下の銘板を製作・設置すること。

ア 記載内容（必須項目）

(ア) 事業名（例：「大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作事業」）

(イ) 「この施設は森林環境譲与税を活用して整備しました」の文言

(ウ) 設置者：兵庫県洲本市

(エ) 設置年月

(オ) 使用木材の産地（例：兵庫県産材等）

(カ) 製作・施工事業者名

(キ) 森林環境譲与税のロゴマーク（林野庁が定めるものがある場合は使用）

イ 仕様

- (ア) 材質は耐候性に優れたもの（ステンレスエッチング、屋外用樹脂銘板、又は木材＋耐候フィルム等）とし、塩害対策を施すこと。
- (イ) サイズは概ね A4～A3 程度を目安とし、視認性に配慮すること。
- (ウ) 文字は日本語を基本とし、英語・多言語表記の併記を推奨する（インバウンド対応）。
- (エ) 設置位置・デザイン・最終文言は市と協議のうえ決定する。

(13) 所有権・著作権等

- ア 製作・設置された木製フォトスポット、ベンチ及び遊具的要素の所有権は、引渡し時をもって洲本市に帰属するものとする。
- イ 受託者は、本業務に係る著作権について、市が広報・PR・改修等で自由に利用できるよう、著作者人格権を行使しないものとする。
- ウ 設計図書等の二次利用についても市の利用を妨げないこと。

(14) 維持管理・アフターサービス

- ア 引渡し後 1 年間の瑕疵担保（契約不適合責任）を負うこと。
- イ 引渡し後 1 年・3 年の定期点検を実施し、点検報告書を提出すること
- ウ 維持管理マニュアル（日常点検チェックリスト、清掃方法、塗り直し時期の目安、災害時対応手順等）を提出すること。
- エ 不具合発生時の連絡体制・対応時間を明示すること。

(15) 設置後の損傷・汚損への対応及び費用負担

引渡し後における施設の損傷、汚損、劣化等への対応及び費用負担は、その原因に応じて、次のとおり区分する。

ア 受託者の負担とする場合

次に掲げる事由による損傷等の修繕・交換に係る費用及び作業は、契約不適合責任の期間内において、受託者の負担とする。

- (ア) 設計又は施工の不良に起因する損傷、破損、劣化
- (イ) 使用材料の欠陥に起因する損傷、破損、劣化
- (ウ) 受託者が施した塩害・防腐処理等が、提案した想定設置年数に対して明らかに不十分であったことに起因する早期の劣化
- (エ) 受託者の故意又は重大な過失に起因する損傷
- (オ) 第三者に対する生産物賠償責任（PL 責任）に該当する事故

イ 市の負担とする場合

次に掲げる事由による損傷等の修繕・交換に係る費用及び作業は、市の負担とする。

- (ア) 通常の使用に伴う経年劣化、自然摩耗及び塗装の褪色等
- (イ) 利用者の通常の利用に伴う汚損
- (ウ) 第三者による故意の破損、落書き、いたずら等（受託者の責に帰さないもの）
- (エ) 台風、高潮、地震その他の自然災害に起因する損傷（不可抗力によるもの）
- (オ) その他、受託者の責に帰すべき事由によらない損傷、汚損

ウ 定期点検

- (ア) 受託者は、(14)に定める定期点検（引渡し後１年・３年）で実施するものとする。
- (イ) 上記定期点検の期間経過後の点検及び日常的な維持管理は、原則として市が行うものとする。

エ 協議事項

- (ア) 損傷等の原因が、受託者及び市のいずれの責に帰すべきか判然としない場合は、両者が誠実に協議のうえ、その負担を決定するものとする。
- (イ) 市が修繕を行う場合において、受託者は、円滑な修繕に必要な技術的助言、部材・塗料等の情報提供及び調達への協力を行うものとする。
- (ウ) 劣化しやすい部位の補修方法、推奨塗料、部材の調達先等については、(14)の維持管理マニュアルに記載すること。

(16) 撤去時の費用負担及び原状回復

将来の撤去を見据え、以下のとおり取り扱う。

ア 想定設置年数経過後の取扱い

- (ア) 提案する想定設置年数を明記し、想定設置年数経過後の更新・撤去シナリオを提案書に記載すること。
- (イ) 撤去費用の概算（基礎の撤去・処分費・原状回復費を含む）を参考見積として提出すること（契約金額には含まない）。

イ 撤去時の責任分担

- (ア) 想定設置年数経過後の通常の撤去・更新は市の費用負担にて実施することを原則とする。
- (イ) ただし、以下に該当する場合は受託者の費用負担にて速やかに撤去・原状回復すること。
 - α 引渡し後の瑕疵担保（契約不適合責任）期間内に重大な欠陥が判明し、補修不能と判断された場合

- b 受託者の故意又は重過失に起因する損傷・事故により、施設の継続使用が不可能となった場合

ウ 設計上の配慮

- (ア) 将来の撤去・更新を容易にするため、基礎構造はできる限り再利用又は容易に撤去可能な仕様とすること。
- (イ) 木材・金属・コンクリート等の分別解体・適正処分が可能な構造とし、リサイクル性に配慮すること。
- (ウ) 撤去時に海岸環境を毀損しないよう、施工計画にも配慮すること。

エ 原状回復義務

設置箇所の海岸法上の占用条件等により原状回復が求められる場合は、これを遵守すること。

(17) 広報・普及啓発への協力

完成後に市が実施する PR 等への協力を行うこと。

7 支払条件

業務完了後、検査合格をもって一括支払いとする（部分払いの可否は協議）。

8 その他特記事項

- (1) 本業務は森林環境譲与税を財源とするため、兵庫県産木材使用量・使用率の実績報告を求める。
- (2) 設計・施工中に得られた知見について、市が実施する事例発表等に協力すること。
- (3) 仕様書に明記なき事項は、市と受託者が協議のうえ決定する。